

新	旧												
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項の表において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項の表において「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び<u>第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">第38条第1項 第1号</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;">第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されて</td> </tr> </tbody> </table>	略			第38条第1項 第1号	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されて	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">第38条第1項 第1号</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;">第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されて</td> </tr> </tbody> </table>	略			第38条第1項 第1号	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されて
略													
第38条第1項 第1号	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されて											
略													
第38条第1項 第1号	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されて											

新	旧												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="154 264 367 547"></td> <td data-bbox="371 264 510 547"></td> <td data-bbox="510 264 1055 547"> <p>いるとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="154 547 1055 606">略</td> </tr> </table> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与、<u>報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの</u>（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>			<p>いるとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>	略			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1162 264 1375 547"></td> <td data-bbox="1375 264 1514 547"></td> <td data-bbox="1514 264 2067 547"> <p>いるとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1162 547 2067 606">略</td> </tr> </table> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生に関する事項その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>			<p>いるとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>	略		
		<p>いるとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>											
略													
		<p>いるとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>											
略													

新	旧
<p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条</u>において「開示請求」という。）をすることができる。</p>
<p>（訂正請求権）</p>	<p>（訂正請求権）</p>
<p>第31条 略</p>	<p>第31条 略</p>
<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48条</u>において「訂正請求」という。）をすることができる。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>（利用停止請求権）</p>	<p>（利用停止請求権）</p>
<p>第38条 略</p>	<p>第38条 略</p>
<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章及び第48条</u>において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>（適用除外）</p>
<p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p>	<p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p>
<p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p>	<p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p>
<p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において</p>	<p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において</p>

新	旧
<p>「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>。</p>	<p>「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>